



小松市告示第234号

小松市税条例（昭和34年小松市条例第10号。以下「条例」という。）第19条の2第1項に基づき、令和6年1月17日小松市告示第171号において、別途、告示で定めることとされている期日（令和6年1月1日以降に到来する地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第312条第3項第3号に掲げる法人以外の法人に係る申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）の期限を除く。）については、次に掲げるとおりとする。

令和6年3月5日

小松市長 宮橋 勝栄



対象となる申告等の期限		指定する期日
令和5年度分の普通徴収に係る個人の市民税の納入の期限	令和6年1月31日に期限が到来するもの	令和6年4月1日
	令和6年2月29日に期限が到来するもの	
	令和6年4月1日に期限が到来するもの	令和6年4月30日
令和5年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入の期限	令和6年1月10日に期限が到来するもの	令和6年4月10日
	令和6年2月13日に期限が到来するもの	
	令和6年3月11日に期限が到来するもの	
法第383条に基づく固定資産税の申告の期限		令和6年4月1日
固定資産税及び都市計画税の納入の期限	令和6年2月29日に期限が到来するもの	令和6年4月1日
	令和6年4月1日に期限が到来するもの	令和6年4月30日
市たばこ税及び入湯税の申告、納入の期限	令和6年1月31日に期限が到来するもの	令和6年4月1日
	令和6年2月29日に期限が到来するもの	
	令和6年4月1日に期限が到来するもの	令和6年4月30日
国民健康保険税の納入の期限	令和6年1月31日に納期が到来するもの	令和6年4月1日
	令和6年2月29日に納期が到来するもの	
	令和6年4月1日に納期が到来するもの	令和6年4月30日
上記以外の納入の期限		令和6年4月1日